

大阪ものづくりイノベーションネットワーク 規約

(趣旨)

第1条 本規約は、大阪ものづくりイノベーションネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の活動に関する基本事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本ネットワークの目的は、技術開発支援情報の提供、並びに支援機関の連携を促し、府内ものづくり中小企業の技術開発支援強化につなげることとする。

(定義)

第3条 この規約で用いる用語を次の各号のとおり定義する。

- (1) 支援機関 府内ものづくり中小企業の技術開発を支援する府内外の法人及び団体等
- (2) 企業 技術開発に関心のある府内外のものづくり企業

(会員)

第4条 支援機関、企業のうち、第7条の手続を有効に行った者を本ネットワークの会員とし、それぞれ「支援機関会員」「企業会員」と呼ぶ。

(活動)

第5条 本ネットワークは次の各号に定める活動を行う。

- (1) 技術開発支援に関する情報の提供
- (2) 会員募集、登録、一覧作成、構成会員の公表
- (3) ものづくりイノベーション推進事業と連携した活動の実施
- (4) (3) で実施する技術開発プロジェクトの継続的な技術開発への移行支援
- (5) 支援機能の相互活用促進に向けた活動の実施
- (6) その他、本ネットワークの目的実現のために必要な活動の実施

(事務局)

第6条 本ネットワークは、大阪府並びに公益財団法人大阪産業振興機構が共同で第5条に規定するネットワークの活動に関する事務局業務を担うものとし、以下に設置する。

(所在地) 大阪府東大阪市荒本北1丁目4番17号 MOBIO (ものづくりビジネスセンター大阪)
大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課内

(入会手続)

第7条 本ネットワークに入会を希望する支援機関、企業は、「大阪ものづくりイノベーションネットワーク入会申込書（様式第1号）」に必要事項を記載し事務局に提出するものとする。

- 2 事務局は、第1項の申込内容を確認後、速やかに、本ネットワークへの会員登録を行った旨、申込者に対して通知する。
- 3 入会費用は、無料とする。

(登録事項の変更)

第8条 前条の入会申込書の記載内容に変更が生じた場合、申込者は速やかに当該変更事項を事務局に通知するものとする。

(退会手続)

第9条 本ネットワークからの退会を希望する場合、申込者は退会する旨を事務局に通知するものとする。

2 事務局から連絡を取ることができない会員は、事務局の判断で退会させることができる。

(規約の変更)

第10条 事務局は必要に応じ、本規約の変更ができるものとする。

2 事務局は、規約の変更をしようとする場合には、あらかじめ会員に、変更内容、変更理由を通知するものとする。

附 則

本規約は、平成21年4月 9日から施行する。

本規約は、平成21年7月31日から施行する。

本規約は、平成21年8月11日から施行する。

本規約は、平成22年4月 1日から施行する。

本規約は、平成25年4月 3日から施行する。

本規約は、平成29年3月27日から施行する。

大阪ものづくりイノベーションネットワーク入会申込書

大阪ものづくりイノベーションネットワーク事務局 あて

私は、大阪ものづくりイノベーションネットワーク規約を了承の上、下記のとおり、規約第7条に基づき、本ネットワークへの入会を申込みます。

年 月 日

大阪ものづくりイノベーションネットワーク登録情報	
名 称	※名称のみ、ホームページで公表いたします。
所 在 地	(〒)
代表者氏名	
連 絡 先	(〒) ※所在地と異なる場合
	■ 申込者 【所 属】 【職・氏名】
	■ ネットワーク活動連絡調整担当者（支援機関のみ） 【所 属】 【職・氏名】
	(TEL) (FAX)
	E-mail :
区 分	支援機関会員 ・ 企業会員 ※参加ご希望の該当箇所に○印をお願いします。
ホームペーｼﾞ	URL
活動内容 ・ 関心内容	■ 技術開発支援に関する貴社・団体の活動・関心内容についてご記入ください。